平成２９年（フ）第１７３号
神戸市兵庫区三石通３丁目２番15―206号
債務者　松本　光一
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８号
北九州市若松区高須南３丁目２番７―502号
債務者　百武　亨一
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　真吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月31日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第３９号
北九州市小倉南区田原新町３丁目12番３―305号
債務者　松井　信子
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　俊博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４１７号
大阪府豊中市小曽根４丁目18番９号
債務者　フローリスト花晨こと　宮添　福和
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増井　勝志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５３号
兵庫県尼崎市大庄西町２丁目34番23号、前住所兵庫県西宮市甲子園四番町５番25号
債務者　松井　良雄
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芦原　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４５号
香川県高松市錦町２丁目４番14―304号　アルファガーデン錦町Ⅱ
債務者　宮内　仁志
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相本　茉樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年５月30日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第８３１号
仙台市青葉区水の森３丁目32番26号　グリーンフィールド103
債務者　増田　　満
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８３２号
仙台市青葉区水の森３丁目32番26号　グリーンフィールド103
債務者　増田　明子（旧姓甲州）
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第３５号
群馬県甘楽郡南牧村大字砥沢２番地
債務者　今井土美男
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１７８号
埼玉県新座市西堀１丁目10番16号
債務者　吉本　茂樹
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７９号
埼玉県新座市西堀１丁目10番16号
債務者　吉本　真弓
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
埼玉県川口市安行出羽２丁目12番11号　ジュネス102号
債務者　小久保志津代
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９６号
さいたま市北区土呂町１丁目５番地５　ザバーデン大宮土呂306
債務者　千田　安子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１８号
埼玉県川口市元郷１丁目３番21号　サンヴィレッジ１号棟110号室
債務者　石川　宏介
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
埼玉県川口市大字峯1371番地の１　グループホームチューリップ、旧住所埼玉県川口市芝中田２丁目20番６号　銀河ハウス110号
債務者　岩﨑　エイ
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８９号
埼玉県新座市本多１丁目５番18号　ファミオ本多Ｂ棟201号室、旧住所埼玉県新座市馬場２丁目１番35号　ハイム・フローラル202号室
債務者　徳森　恵美
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
埼玉県春日部市大枝899番地９
債務者　本間　重光
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１０４号
埼玉県春日部市大枝899番地９
債務者　本間美津子
1　決定年月日時　平成29年３月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係